

第百三十六回 参議院建設委員会會議録第七号

平成八年四月九日(火曜日)

午後零時十分開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

海老原義彦君

補欠選任

倉田 寛之君

三月二十九日

辞任

林 久美子君

補欠選任

福本 潤一君

出席者は左のとおり。

委員長

永田 良雄君

理事

石渡 清元君

太田 豊秋君

片上 公人君

緒方 靖夫君

委員

井上 孝君

岩井 國臣君

上野 公成君

橋本 聖子君

山崎 正昭君

市川 一朗君

長谷川道郎君

福本 潤一君

山崎 力君

赤桐 操君

大淵 綱子君

山本 正和君

奥村 展三君

国務大臣

建設大臣

中尾 栄一君

政府委員

建設大臣官房長

伴 襄君

建設省都市局長

近藤 茂夫君

事務局側

常任委員会専門

八島 秀雄君

本日の會議に付した案件

○都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(永田良雄君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月二十八日、海老原義彦君が委員を辞任され、その補欠として倉田寛之君が選任されました。

また、去る三月二十九日、林久美子君が委員を辞任され、その補欠として福本潤一君が選任されました。

○委員長(永田良雄君) 都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案並びに下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案、以上兩案を便宜一括して議題といたします。

兩案について政府から趣旨説明を聴取いたします。建設大臣中尾栄一君。

○国務大臣(中尾栄一君) まず、ただいま議題となりました都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

都市公園等は、安全で安心できる都市づくり、活力ある長寿・福祉社会の形成、都市環境の保

全・改善、個性と活力ある都市づくり等に資する基幹的な公共施設であり、政府におきましても、これまで五次にわたる都市公園等整備五カ年計画を策定し、積極的にその整備の推進を図ってきたところであります。

しかしながら、我が国における都市公園等の整備は、いまだ著しく立ちおくれしている状況にあり、他方、急速に進展する都市化と人口の高齢化、自由時間の増加に伴う国民の意識の変化等を背景に、都市公園等の整備の要請は一層強くなっております。

このような状況にかんがみ、現行の第五次都市公園等整備五カ年計画に引き続き、平成八年度を初年度とする第六次都市公園等整備五カ年計画を策定すること等とした次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。次にその要旨を申し上げます。

第一に、建設大臣は、平成八年度を初年度とする都市公園等整備五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととしたしております。

第二に、国は、平成八年度以降五カ年間は、一定の公園または緑地の設置に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができることとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

下水道は、良好な生活環境を確保するとともに公共用水域の水質を保全するために必要不可欠な公共施設として広くその整備が望まれており、政

府におきましても、これまで七次にわたる下水道整備五カ年計画を策定し、積極的にその整備の推進を図ってきたところであります。

その結果、我が国の下水道の普及率は、平成七年度末で約五四％に達する見込みであります。いまだ国民の要望に十分にこたえるには至っていない状況にあります。

一方で、下水処理の過程で発生する下水汚泥等の量が今後急速に増大することが予想されることから、その適切な処理に関する下水道管理者の責務を明確化することが重要であります。

さらに、高度情報社会が進展する中で、現在、民間事業者等による使用が禁止されている下水道の暗渠部分に光ファイバー等の電線の設置を認めることが求められているところであります。

この法律案は、このような状況にかんがみ、現行の第七次下水道整備五カ年計画に引き続き、平成八年度を初年度とする第八次下水道整備五カ年計画を策定するとともに、下水の処理に伴い発生した汚泥等の適切な処理に関する下水道管理者の責務を明確化し、及び下水道施設の有する空間の有効利用を図ろうとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。まず、下水道整備緊急措置法の一部改正についてであります。

建設大臣は、平成八年度を初年度とする下水道整備五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととしております。

次に、下水道法の一部改正についてであります。第一に、下水道管理者は、公共下水道の施設から生じた汚泥等の堆積物等について、公共下水道の施設の円滑な維持管理を図るため適切に処理しなければならないこととするともに、脱水、焼却、再生利用等によりその減量に努めなければならないこととしております。

第二に、下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分について、電線等公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものの設置を認めることができることとしております。

その他、これらに関連いたしましたしして所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(永田良雄君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

四月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

一、下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

都市公園等整備緊急措置法の一部を改正する法律案

都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成三年度」を「平成八年度」に改め、同条第五項中「第二項」を「前二項」に改める。

第四条第一項中「平成三年度」を「平成八年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成八年四月十二日印刷

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律

(下水道整備緊急措置法の一部改正)

第一条 下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成三年度」を「平成八年度」に改める。

(下水道法の一部改正)

第二条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「行ない」を「行い」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(発生汚泥等の処理)

第二十一条の二 公共下水道管理者は、汚水ます、終末処理場その他の公共下水道の施設から生じた汚泥等のたい積物その他の政令で定めるもの(次項において「発生汚泥等」という。)については、公共下水道の施設の円滑な維持管理を図るため、政令で定める基準に従い、適切に処理するほか、有毒物質の拡散を防止するため、政令で定める基準に従い、適正に処理しなければならない。

2 公共下水道管理者は、発生汚泥等の処理に当たっては、脱水、焼却、再生利用等によりその減量に努めなければならない。

第二十四条第三項中「場合又は」を「場合、」に、「若しくは」を「又は」に改め、「を」を「を」に改め、及び国、地方公共団体、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線その他の公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して設ける場合」を加える。

第二十五条の九中「設ける場合」の下に「国、地方公共団体、電気通信事業法第十二

条第一項に規定する第一種電気通信事業者その他第二十四条第三項の政令で定める者が設置する電線その他の流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は流域下水道の施設を横断し、若しくは縦断して設ける場合」を加える。

第三十七条の二第一項中「第三項」を「第二十一条の二第一項」に改める。

第四十五条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十六条の二第一項中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十七条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第四十七条の二中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十八条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第四十九条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第五十一条中「三万円」を「五万円」に改める。

平成八年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A

第五号中正誤

ページ 段 行 誤

七 四 四 緑比率

緑比率

正